公立大学法人大阪府立大学役員報酬規程の一部を改正する規程を次のように定める。

資料３－１

平成29年3月31日

公立大学法人大阪府立大学　理事長　辻　洋

公立大学法人大阪府立大学役員報酬規程の一部を改正する規程

（公立大学法人大阪府立大学役員報酬規程の一部改正）

第１条　公立大学法人大阪府立大学役員報酬規程（平成17年公立大学法人大阪府立大学規程第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| 附　則 | 附　則 |
| (施行期日) | (施行期日) |
| 1　　（略） | 1　　（略） |
| 2　　（略） | 2　　（略） |
| (報酬の特例) | (報酬の特例) |
| 3　第6条の規定にかかわらず、平成17年4月1日から平成30年3月31日までの間における基準日に係る常勤の役員の賞与の額は、それぞれの当該基準日に係る同条に定める額からその100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。 | 3　第6条の規定にかかわらず、平成17年4月1日から平成29年3月31日までの間における基準日に係る常勤の役員の賞与の額は、それぞれの当該基準日に係る同条に定める額からその100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。 |
| (施行期日) | (施行期日) |
| 1　　（略） | 1　　（略） |
| 2　常勤の役員の給料の月額は、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間において、公立大学法人大阪府立大学役員報酬規程(平成17年公立大学法人大阪府立大学規程第4号。以下「報酬規程」という。)第4条の規定及び公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程等の一部を改正する規程(平成18年公立大学法人大阪府立大学規程第10号)第2条附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の3.5に相当する額から100分の12に相当する額までの範囲内で理事長が定める額を減じた額とする。 | 2　常勤の役員の給料の月額は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間において、公立大学法人大阪府立大学役員報酬規程(平成17年公立大学法人大阪府立大学規程第4号。以下「報酬規程」という。)第4条の規定及び公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程等の一部を改正する規程(平成18年公立大学法人大阪府立大学規程第10号)第2条附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の3.5に相当する額から100分の12に相当する額までの範囲内で理事長が定める額を減じた額とする。 |
|  |  |
|  |  |

附　則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。